

一般社団法人山梨県バスケットボール協会
 選挙管理委員会
 委員長 飯島 清樹

代議員選挙・補欠の代議員選挙の告示

一般社団法人山梨県バスケットボール協会は、第2期の代議員ならびに補欠の代議員を選出するため、一般社団法人山梨県バスケットボール協会代議員の選出に関する規程に基づき、代議員選挙・補欠の代議員選挙を、次のとおり告示する。

1. 選挙期日

平成30年3月15日（木）

2. 代議員、補欠の代議員の届出数

各種の連盟	代議員数	補欠代議員数
山梨県社会人バスケットボール連盟	3	2
山梨県高等学校体育連盟バスケットボール専門部	4	2
山梨県ジュニアバスケットボール連盟	5	3
山梨県ミニバスケットボール連盟	5	3

3. 代議員、補欠の代議員の任期

平成30年3月31日までの最終の定時代議員会の終結の翌日
 ～ 平成32年3月31日までの最終の定時代議員会の終結の時まで

4. 選挙人

平成29年12月31日（日）現在の会員（登録チーム）の責任者または代表者

5. 被選挙人

平成29年12月31日（日）現在の会員（登録チーム）であって、
 任期終了日（平成31～32年度）まで会員である予定の責任者または代表者

6. 立候補の届出

- ① 立候補者は、所定の立候補届を所属する各種の連盟に提出する。
- ② 立候補届出書類は、一般社団法人山梨県バスケットボール協会のホームページ（<http://yamanashibasketball.jp/>）の代議員選挙、補欠の代議員選挙サイトからダウンロード、または各種の連盟に申し出る。
- ③ 代議員と補欠の代議員の両方に立候補することはできません。

7. 提出期間

立候補者から所属する各種の連盟への届出期間
 平成30年2月5日（月）～平成30年2月13日（火）（必着）

8. 選挙の方法

- ① 郵便投票（所属する各種の連盟の選挙管理委員から、所属する各種の連盟の選挙人（登録チーム）に、直接郵送した投票用紙（郵便はがき）による。
- ② 投票期間
 平成30年2月16日（金）～平成30年3月15日（木）（必着）

9. 開票

平成30年3月18日（日）、各種の連盟の選挙管理委員の指揮監督の下、開票立会人が立会い、開票管理人が開票事務を行うことができるものとする。

10. 当選者の決定および公告

各種の連盟からの代議員選挙結果の報告を受け、代議員資格者を決定し、各種の連盟の会長および候補者本人に、書面により通知する。同時に、一般社団法人山梨県バスケットボール協会のホームページに掲載し、報告する。

11. 代議員、補欠の代議員の確定

平成30年度JBA登録に基づき、資格審査のうえ代議員を決定し、各種の連盟の会長および資格者本人に、書面により通知する。同時に、一般社団法人山梨県バスケットボール協会のホームページに掲載し、報告する。